		港湾事業費 港湾環境整備事業費	体後補進助地率域差特額例法適用団	
		東日本大震災復興港湾環境整備事業費	業廃棄物処理施設整備事補助	1の表に掲げるものを除く。
		東日本大震災復興港湾事業費	港湾改修費補助	
会特復震本東計別興災大日		備都事業費市再生・地域再生整	助市街地再開発事業費補	
		費社会資本総合整備事業 離島振興事業費 北海道開発事業費 沖縄開発事業費 東日本大震災復興事業	金社会資本整備総合交付	
		東日本大震災復興推進費	金東日本大震災復興交付	陸地方整備局長、北海道開発局長、東北地方整備局長及び北海道地方整備局長に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十三年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１１４号

札幌市中央区南15条西10丁目１番20―201号
債務者　櫻井　保男

1　決定年月日時　平成24年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　俊春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８号

奈良市西登美ケ丘２丁目Ｆ10番407号
債務者　フルーツたかだこと高田昇こと　高田昇

1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪田　園子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１４号

愛知県北名古屋市熊之庄新宮127番地　青山ハイツ２Ｂ号
債務者　森　千代子

1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４５号

名古屋市守山区八剣１丁目503番地
債務者　桒原　順子

1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　　新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８１号

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代２丁目５番10号
債務者　鳴海　栄治

1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１８号

札幌市中央区南19条西15丁目５番１号　山京ガーデン山鼻102号
債務者　伊勢　昌宏

1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号

埼玉県熊谷市籠原南１丁目１番地　803号室
債務者　飛田　　薫

1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５４号

埼玉県熊谷市日向1132番地
債務者　江森　信行

1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９４３号

名古屋市天白区池見２丁目57番地の２
債務者　田島　勇夫

1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原島　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０号

北海道旭川市神楽岡５条６丁目２番15号　リバティコーポＡ―１
債務者　佐藤　修司

1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号

秋田県能代市二ツ井町飛根字町頭16番地４
債務者　山谷　信行

1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
秋田地方裁判所能代支部